

「堺市老朽建築物の適正管理に関する要綱」を施行しています

空き家の問題

- 近年さまざまな理由により、適正に管理されない空き家が増加しています。
- 適正に管理されない空き家が周辺の生活環境や防災などに悪影響を及ぼし、社会問題化しています。

現行の対応

- 適正に管理されない空き家のうち、建物の老朽化に伴う倒壊や屋根・壁の崩落等のおそれのある危険な老朽空き家について、建築基準法に基づき適正な管理を行うよう指導し、改善を図っています。
- しかしながら、建築基準法では所有者による適正管理は罰則のない義務規定にとどまるなどの課題があります。



要綱の制定

- 市民の皆様が安全で安心に暮らせるまちづくりをめざし、老朽建築物の適正管理に関して必要な事項を定めた要綱を制定し、平成25年4月1日から施行しています。
- 市民の皆様の人命や財産を守るため、建築物の適正管理に理解と協力をお願いします。
(所管課 建築都市局開発調整部建築防災推進課)

要綱の制定のポイント

- 危険な状態に至った老朽建築物について、必要な措置を講ずることにより、市民生活における安全確保その他居住環境の向上に寄与することを目的としています。
- 建築基準法を補完するために要綱を制定し、危険な老朽建築物の適正管理に関して助言・指導及び勧告を行えるようにしています。

市の啓発、市民からの情報提供や市のパトロールなど



老朽建築物の調査



適正に管理されず危険な状態

所有者等に対して必要な措置を助言・指導



適正に管理されず危険な状態

所有者等に対して必要な措置を書面で勧告